

掛川市告示第85号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり入館料及び使用料の徴収事務を委託した。

平成25年6月26日

掛川市長 松井三郎

1 委託を受けた者の名称及び所在地

名 称 掛川観光協会大須賀支部

所在地 掛川市西大淵4334番地

2 委託した入館料及び使用料

掛川市清水邸の入館料及び使用料

3 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで